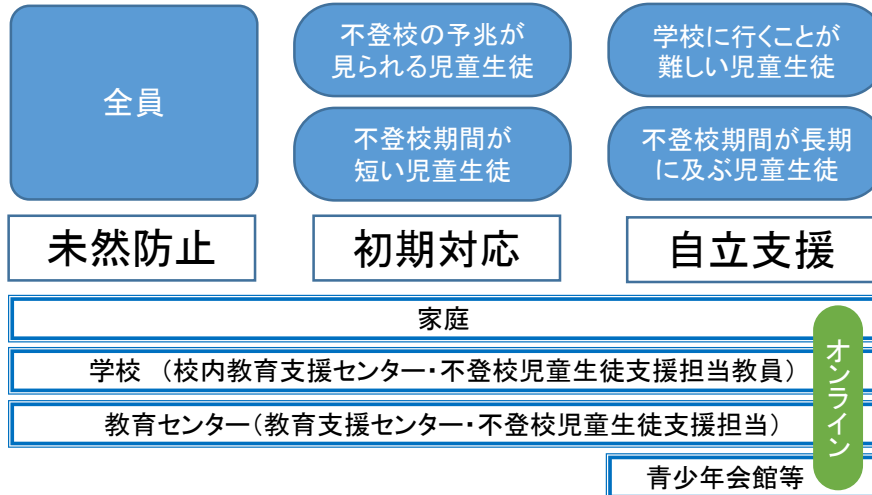


現状と課題

- 不登校児童生徒が増加
(R3年度:全国244,940人 八尾市437人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
→ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

《不登校支援にあたっての基本的な考え方》

- ◆ 不登校児童生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。
- ◆ 不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや不登校が継続する理由に応じて、適切な支援や働きかけを行う。
- ◆ 個々の状況に応じて、教育支援センター(学校・教育センター)、青少年会館といった居場所づくりと、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保していく。



対応の方向性「一人の子どもも取り残さない教育の実現」

次の3つを目標に、不登校児童生徒数の減少に向けた支援の充実・ICTの活用も含めた多様な教育機会や居場所の確保を図る。

3つの
目標

- ① 新たな不登校児童生徒を生み出さない
- ② 学校内外の居場所づくり
- ③ どこにもつながっていない児童生徒を減らす

令和4年度の取り組み

《これまでの取組みに加え、個に応じた対応をより一層推進》

- ◆ 担当者による全校訪問 (未然 初期 自立)
 - ・学校の取り組み状況や子どもたち一人ひとりの状況について実態把握と助言
- ◆ 「オンライン学習支援」の実施 (自立)
 - ・児童生徒用端末を活用した学習やコミュニケーション等の活動
- ◆ 青少年会館等の公共施設を居場所として活用 (自立)
 - ・学校以外の子どもたちの安心できる居場所として活用
- ◆ 不登校支援のための学生サポーターの派遣 (初期 自立)
 - ・人との関わりの幅を広げる活動を推進
- ◆ 学校における取組みをより一層推進 (未然 初期 自立)
 - ・校内教育支援センター(別室)の取組み好事例の収集と発信
- ◆ 関係機関との連携の強化 (未然 初期 自立)
 - ・こども総合支援センターほっぷ等関係機関、民間施設等との連携
 - ・SC、SSW等 専門家の活用